

会議録（概要）

会議の名称	令和5年度 第3回 富田林市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和6年2月15日（木曜日） 14時～16時
開催場所	富田林市役所 3階 庁議室
出席委員	村山理恵、児嶋晃、宋連玉、新里恵美、寺井園子、立石暁郎、 野呂耕一、林守、宮崎幸美、松坂正治、宮脇章二郎、的場政一 ※14名中12名出席
事務局	植田子育て福祉部長、梅川課長、久井課長代理、 脇本主幹、松山総務係長、前田給付係長、大浦相談係長
公開の可否	公開
傍聴者数	0名
会議次第	1. 市長挨拶 2. 委員紹介 3. 議事 案件1 第7期富田林市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について 案件2 第4次富田林市障がい者計画実績報告書（令和4年度分）について 4. その他

議事録

事務局 司会

《市長挨拶》

《配布資料確認》

《委員及び事務局紹介》

《協議会成立要件の報告》

（議長）

それでは規則に基づき、議事を進めさせていただきます。皆さんご協力よろしくお願

いたします。まず案件 1 の第 7 期富田林市障がい福祉計画第 3 期障がい児福祉計画について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

(議長)

ただいま、案件 1 の第 7 期富田林市障がい福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画について、事務局から説明がありました。委員の皆さんの方からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

(委員 A)

パブリックコメントを 1 月 4 日から 2 月 5 日に実施したことについて、広報の仕方がどうだったのか、いただいたご意見に対してのフィードバックをどのようにされるのか、今回いただいたコメントが 27 件ということで、市としてこの 27 という数をどう評価されているのか。

(事務局)

パブリックコメントの方法は、一つはウェブサイトで年末にかけて告知を行い、年明け 1 月 4 日にウェブサイトを開設し閲覧していただけるようにしました。そして、1 月の市広報誌、市役所本庁では障がい福祉課と都市魅力課に窓口を設置し、その場でも提出いただけるようにしました。コメントの提出についても、FAX、Eメール、そして今回から応募フォームと言いまして、ウェブサイトから直接、応募フォームに移行してご意見をいただけるなど、より広く意見をいただきやすいよう配慮しました。パブリックコメントについては、いただいたご意見をできるだけ反映させたいという考えのもと、2 件の修正、追加の 1 件ということになりました。その他の意見についても、コメントにありますように今後の施策の推進に役立てさせていただいたり、他の担当課とも調整したうえで、資料のような市の考え方となりました。コメント数については、3 年前のパブリックコメントは 2 件ですので、今回かなり多くの関心をいただいたと思っております。前回は素案への反映はゼロでしたが、今回は 3 件反映させていただいており、大変有意義なパブリックコメントだったと考えております。

(委員 A)

ご意見がたくさんあるというのは、非常にいい状況だと思いますし、意見を届ける手段が複数あったのも良かったと思います。個別のコメントのご意見に対しては、個別に返事をされたのか。

(事務局)

パブリックコメントにいただいたご意見は、最終的にウェブサイトで公表するため個別の対応はしませんが、手続き上の問題により残念ながらパブリックコメントとしては採用できなかったものの、発信者が判明している分については、返答させていただきました。

(委員 A)

意見が計画に反映されることになると、さらに意見を言おうという今後に期待できるサイクルになっていくのではないかと思います。

(委員)

6 ページ 5 の 13 で、障がいのある人も仕事をしながら安心して暮らせる富田林にしてくださいという、かなり漠然とした質問にはなっていますが、これに対しての答えが、雇用センターによる就労に関するきめ細やかな支援ということで、ありきたりな回答になっていると思います。現時点できめ細やかな支援をされていると思いますが、その成果が実際に出ているのでしょうか。ありきたりな質問に対してありきたりの答えというのでは、前に進まないのではないかと思います。このようなきめ細やかなことをしてきたから、このような経過があったんだというのが現時点であって、それが素案の方に結びついていけば、もっと繋がりが出てくると思います。答えとしてはこのようにしか答えられないのですが、自分たちはこんな細やかなことをしてきたから成果が出たと言えるような、そういう取り組みをして欲しいという思いです。

(事務局)

雇用センターは、他市にない施策であり、通常の相談支援もしくは基幹相談支援という困難ケースを扱うような相談支援事業所に併設し、日頃の生活上の悩みの相談からワンストップで一元的に就労の相談までできるような、きめ細かな相談を実施しています。レベルの高い就労の相談は、ハローワークへ行っていただくこととなりますが、ハローワークへの橋渡しについても、従前なら河内長野市にあるハローワークに行ってください程度の案内で終わっていたところが、1 人で行けない方については同行、または代わりにハローワークにアポイントメントを取らせていただくなどのきめ細やかな活動により、就労を推進しているところです。実績といたしましては、今回の素案にあります千人雇用を目指しており、着実に数が伸びてきています。

(議長)

B 委員のおっしゃるとおりだと思うのが、数値を示すと非常に説得力を持たせられることもあるので、雇用数であるとか相談件数でもいいのですが、そうした公表も含めて検

討していただけたらと思います。他に無いようでしたら、案件1の第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画について、承認したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(出席委員)

異議なし

(議長)

それでは、承認いたしました。続きまして、案件2の第4次富田林市障がい者計画実績報告書令和4年度分について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

(議長)

ただいま、案件2の第4次富田林市障がい者計画実績報告書令和4年度分について、事務局から説明がありましたが、委員の皆さんからご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

(委員B)

市民劇場では、若い人があまり入らないのではと思っていたら、新たな取り組みとしてダンスの公演があったことに安心しました。1月1日に能登半島地震が起きて、災害への意識はどんどん高まっていると思います。災害ボランティアをしています。障がい者への災害時対応までは、まだ手が回ってない状況で、防災について何か対応なりを考えられていることはありますか。

(事務局)

現在、要支援者名簿という障がいや高齢など要支援者情報を災害対策本部で掴んでおりますので、災害が起こった時、現在で多い大雨時の浸水地域に対しては、対象の方に事前に電話させていただいて、避難されますかというようなことを、個別に連絡させていただいたりしています。今回の地震のような大規模な地震が起こりましたら、どこまで対応できるのかというのは正直不安ところはあります。今後は個別支援計画というのを策定していく方向ですけれども、それもなかなか一筋縄ではいかないと感じています。そうしたことも含めて、災害弱者の方がいかにして助かるかについて、障がいの立場からも考えていきたいと思っています。

(委員B)

避難所の運営計画の中で、まだ障がい者まで手が回ってない状況です。危機管理と避難

所運営で障がい者や弱者と言われる方たちへの対応について、方向性を出すべき時期に来たと思っています。

(事務局)

この間、例えば避難所にこれまでなかった話することができない方や外国の方に対する指差しボードを配置したりとか、現在、学校施設における避難所として、体育館だけではなく各学校の施設をどこまで使わせていただくかを、事前に決めている状況です。

(委員 C)

施設については、やはり体育館とか避難所になることが多いですが、震災でも随分問題になりましたトイレについて、来年度に設備更新があるということで、若干安心していますが、現在の状態では、障がいを持つ方に来ていただいても、なかなか対応しにくいという課題があります。

(事務局)

二次避難所いわゆる福祉避難所について、一次避難所に行っていただいて、二次避難所の方へという流れを考えていますが、この福祉避難所も今まででしたら 1ヶ所だけでしたが、公共施設、そして民間施設とも協定を結ばせていただいて、最初にお近くのところの避難所へ行っていただいて、身の安全をまず確保していただく。それから、災害弱者の方につきましては、福祉避難所の方に行っていただくことになり、現在、設置場所を増やしているところです。

(委員 D)

障がい者が避難することについて、お年寄りなどいろいろな方と一緒にというのは、とても無理だと思います。走り回ったり大声を出したりして、周りの方は怖いという思いになると思います。もし大災害になったら、障がい者、特に知的障がい者はじっとしてられない場合が多いので、どこか違う避難場所を設置していただきたい。

(事務局)

現在、福祉避難所を順次、公共施設だけではなくて他の施設にも、ご協力いただきながら確保に努めているところですので、最終的には災害弱者の方については、少しでも安心していただけるような場所の確保に努めています。

(委員 E)

19 ページの 111 番の障がい児者歯科診療について、先日、堺市にある障がい者歯科診療所で、全身麻酔で親知らずを抜く診療の際に医療事故が起こり、死亡事故が発生しま

した。非常にショックな出来事ではありますが、現実、医療事故というのは、残念ながらゼロにはできないということも皆さんにはご承知いただけているとは思いますが、堺の歯科医師会が行政とタッグを組んで開設してくださっている診療所ですが、堺の歯科医師会の先生方からも、医療事故をきっかけにもその診療所を閉鎖することはせずに、事故の状況把握と反省、遺族に対する手当等をきちんと行った上で、できれば再開していきたいというお話をいただいております。医療に関しては、残念ながら北摂に比べると南河内地域は少し遅れている感じがありまして、全身麻酔の歯科診療を請負ってくださるのも、堺の施設が唯一の近隣施設でした。堺で受けていただけなくなると、大阪市内や吹田の方に依頼するということになり、患者自身にも負担がかかる状況になります。近大の歯科口腔外科や新しくできた羽曳野医療センターの歯科口腔外科の先生に、意識下の障がい者の診療となるとやはり歯科口腔外科の先生方でも苦手な部分がありますが、全身麻酔下であれば歯科口腔外科の先生も対応していただけるため、診療時に障がい者歯科医療の歯科医師が付き添うことでお願いするという形でタッグを組んでいけるように、現在、調整を行っています。医療事故により歯科医療に対する恐怖と、もう診てもらえる場所がなくなってしまうのではないかという不安を、皆様に与えているかもしれませんが、現状そういった状況で、何とか障がい者歯科医療の灯火を消さずにと活動していることを、この場で報告させていただきます。

（議長）

本当に貴重な社会資源だと思いますので、安全対策を施していただいた上で、継続していただくことを願います。4 その他として、何かありましたら、発言をお願いします。無いようでしたら、本日予定の案件はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

（閉会）

事務局の説明後、部長による閉会の挨拶をもって閉会